大阪・関西万博きょうと推進委員会 会則(案)

(名称)

第1条 この会は、大阪・関西万博きょうと推進委員会(以下「推進委員会」という)と 称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、2025年の大阪・関西万博を契機に、最先端の科学技術や研究開発などの京都産業の強みや、府内各地の文化や観光資源などの魅力を国内外に広くアピールし、交流促進によって京都の発展に着実につなげるため、具体的な取組の検討や推進をオール京都で行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 大阪・関西万博きょうと基本構想の策定及び改定に関すること
 - (2) 府域や万博会場における取組 (アクションプラン) の検討及び推進に関すること
 - (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

- 第4条 推進委員会は、別表1の委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、選任の日から推進委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その 委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(役員)

- 第5条 推進委員会に、共同代表を5名置く。
- 2 推進委員会の代表は共同代表とし、京都府知事、京都市長、京都商工会議所 会頭、 一般社団法人京都知恵産業創造の森 理事長、公益財団法人京都文化交流コンベンショ ンビューロー 代表理事をもって充てる。
- 3 共同代表は、第2条の目的の達成に向けて、事業の進捗管理を行う。
- 4 役員の任期は、選任の日から推進委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(総会)

- 第6条 総会は、全ての委員をもって構成する。
- 2 総会は、共同代表が招集する。
- 3 総会は、次の事項について審議し、決定する。
- (1) 基本構想の策定及び改定に関すること
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 4 総会には座長を置き、座長は総会の議事の進行を行う。
- 5 座長は、委員の互選により選任する。
- 6 座長に事故がある時は、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 総会は、委員の過半数の出席または委任状の提出をもって成立することとする。
- 8 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによることとする。

- 9 総会は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。
- 10 総会の議事は原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。 ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、理由を明示し、会議の全部又は一 部を非公開とすることができる。

(幹事会)

- 第7条 総会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、京都府 総合政策環境部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 5 副幹事長は、京都市 産業・文化融合戦略監(産業観光局長)、一般社団法人京都知 恵産業創造の森 専務理事、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 専 務理事をもって充てる。
- 6 監事は、推進委員会の財務を監督する。
- 7 監事は、京都府商工会連合会 事務局長及び公益社団法人京都工業会 理事・事務局 長をもって充てる。
- 8 幹事会は、幹事長が招集する。
- 9 幹事会は、次の事項について審議し、決定する。
- (1) 事業計画、予算及び決算に関すること
- (2) その他、推進委員会の運営に関すること

(事務局)

- 第8条 推進委員会の事務局は共同事務局とし、京都府 総合政策環境部 総合政策室、 京都市 産業観光局 産業企画室、一般社団法人京都知恵産業創造の森 事務局、公益 財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 事務局内に置く。
- 2 事務局長は、京都府 総合政策環境部 総合政策室長をもって充てる。
- 3 事務局は、第2条の目的を達成するための事業に関する必要な事務を処理する。

(部会)

- 第9条 推進委員会に必要に応じて部会を置く。
- 2 部会の構成及び運営に関することは別に定める。

(事務局運営会議)

- 第10条 推進委員会の円滑な運営を図るため、事務局運営会議を置き、同会議は、事務局 長が委員所属団体のうちから審議内容に応じて出席者を招集し、議長となり次の事項を 審議、決定する。
 - (1)総会の議題に関すること
 - (2) その他、推進委員会の運営に関すること

(経費)

第11条 推進委員会の経費は、補助金、負担金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

第12条 推進委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、委員会設立初年度は、設立の日からその日以降最初に到達する3月31日までとする。

(解散)

- 第13条 推進委員会は、総会の議決を経て解散する。
- 2 推進委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、令和5年5月〇日から施行する。

大阪・関西万博きょうと推進委員会 委員名簿(案)

氏 名	役職	備考
いけのぼう せんこう 池坊 専好	華道家元池坊 次期家元	
ウスビ・サコ	京都精華大学 前学長	
うちだ たかし 内田 隆	一般社団法人京都経済同友会 代表幹事	
^{ぉがゎ} 小川 さやか	立命館大学大学院先端総合学術研究科 教授	
***た やすひこ 沖田 康彦	京都府商工会連合会 会長	
かどがわ だいさく 門川 大作	京都市 市長	共同代表
eneti tenue 神田 隆之	一般社団法人京都経済同友会 代表幹事	
^{さかぐち} ゆうじ 阪口 雄次	京都府中小企業団体中央会 会長	
しまみ あきお 汐見 明男	京都府町村会 会長	
th そうしつ 千 宗室	茶道裏千家 家元	
たなか せいじ 田中 誠二	公益社団法人京都府観光連盟 会長 公益社団法人京都市観光協会 会長	
つかもと よしかた 塚本 能交	京都商工会議所 会頭 一般社団法人京都知恵産業創造の森 理事長	共同代表
にしわき たかとし 西脇 隆俊	京都府 知事	共同代表
はしづめ しんや 橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授	
ひらお かずゆき 平尾 一之	京都市成長産業創造センター センター長	
ほりぐち ふみあき 堀口 文昭	京都府市長会 会長	
ほりば あつし 堀場 厚	公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 理事長	
まえかわ しげのぶ 前川 重信	一般社団法人京都経営者協会 会長	
村尾 修	公益社団法人京都工業会 会長	
むらた じゅんいち 村田 純一	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー 理事長	共同代表
やまぎわ じゅいち 山極 壽一	総合地球環境学研究所 所長	
やまじ けんじ 山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事長	

【オブザーバー】

いぶき ひであき 伊吹 英明	近畿経済産業局長	
^{ひなた} のぶかず 日向 信和	文化庁 大臣官房審議官	

(五十音順・敬称略)

大阪・関西万博きょうと推進委員会幹事会 幹事名簿(案)

氏 名	役職	備考
いけだ しずぉ 池田 静雄	京都府商工会連合会 専務理事	
いしだ ひろや 石田 洋也	京都市 産業・文化融合戦略監(産業観光局長)	副幹事長
^{うえだ きょかず} 上田 清和	一般社団法人京都経営者協会 専務理事	
^{おかもと こうき} 岡本 孝樹	京都府 総合政策環境部長	幹事長
まくい たくじ 奥井 拓史	公益社団法人京都市観光協会 専務理事	
かわい ともあき 河合 智明	公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 常務理事事務局長	
でじま ひろなお 兒島 宏尚	京都商工会議所 専務理事	
でやま てつじ 小山 哲史	京都府中小企業団体中央会 専務理事	
しもつま たけし 下間 健之	一般社団法人京都経済同友会 理事事務局長	
てらい ただし 寺井 正	京都府市長会 事務局長	
にしかわ さだひこ 西川 定彦	京都府町村会 事務局長	
むらかみ けいこ 村上 圭子	公益財団法人京都文化交流コンベンションビュー ロー 専務理事	副幹事長
もとなが はるひこ 本永 治彦	公益社団法人京都工業会 専務理事	
やました てつろう 山下 徹朗	一般社団法人京都知恵産業創造の森 専務理事	副幹事長
^{ょっっじ きょみ} 四辻 清美	公益社団法人京都府観光連盟 専務理事	

【監事】

あだち まこと 足立 誠	京都府商工会連合会 事務局長
*************************************	公益社団法人京都工業会 理事・事務局長

(五十音順・敬称略)